

令和元年度
個人住民税検討会報告書

令和元年 10 月

総務省自治税務局市町村税課

令和元年度個人住民税検討会委員名簿（敬称略・五十音順）

いわ た こう いち
岩 田 孝 一

日本電気株式会社 公共システム開発本部
兼 公共ソリューション事業部 部長

か とり さち こ
香 取 幸 子

茨城^ご県五霞^{まち}町町民税務課長

こう やま ひろ ゆき
神 山 弘 行

一橋大学大学院法学研究科准教授

さい とう ゆり え
齊 藤 由里恵

中京大学経済学部准教授

しし ど くに ひさ
宍 戸 邦 久

新潟大学経済学部教授

たけ だ けん ぞう
武 田 健 三

株式会社大崎コンピュータエンジニアリング代表取締役

はやし ひろ あき
林 宏 昭

関西大学経済学部教授

（座 長）

ふち けい ご
浏 圭 吾

神戸大学大学院法学研究科教授

よし とみ ひろ まさ
吉 富 浩 政

横浜市財政局主税部税務課長

わた らい よし のぶ
渡 會 善 信

愛知県豊橋市財務部市民税課長

検討経過

- | | | |
|-----------|-----|---|
| 令和元年6月17日 | 第1回 | ・グローバル社会における個人住民税のあり方 |
| 8月9日 | 第2回 | ・グローバル社会における個人住民税のあり方※ |
| 9月13日 | 第3回 | ・個人住民税の現年課税化※ |
| 10月1日 | 第4回 | ・個人住民税の現年課税化※
・令和元年度個人住民税検討会報告書案について |

※ 委員からの発表があったもの

目 次

第1	グローバル社会における個人住民税のあり方	1
1	外国人等に対する個人住民税の賦課徴収に係る現状と 課題	2
2	課題の解決に向けた検討	6
第2	個人住民税の現年課税化	11
1	個人住民税の現年課税化の意義とこれまでの議論	12
2	市町村精算方式について	14
3	地方税の電子化について	19
4	今後の展望	20
(参考)		
第1	グローバル社会における個人住民税のあり方に関する資料	21
第2	個人住民税の現年課税化に関する資料	49

第1 グローバル社会における 個人住民税のあり方

第1 グローバル社会における個人住民税のあり方

1 外国人等に対する個人住民税の賦課徴収における現状と課題

(1) 検討の背景

① 外国人労働者の増加

在留外国人数については、平成 30 年末現在における中長期在留者数は 2,409,677 人、特別永住者数を合わせれば 2,731,093 人となり、前年末に比べ、169,245 人(6.6%)増加し、過去最高となった。

また、平成 30 年 12 月 8 日に成立、同月 14 日に公布された「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」により、新たな在留資格「特定技能」が創設、所要の政省令等も平成 30 年度末までに整備され、この 4 月から運用が開始されている。この特定技能による外国人労働者の受け入れは、5 年間で約 345,000 人と見込まれている。

特定技能 1 号：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定技能 2 号：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

※特定産業分野（14 分野）：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業

(特定技能 2 号は下線部の 2 分野のみ受入れ可)

○特定技能 1 号のポイント

- ・在留期間：1 年、6 か月又は 4 か月毎の更新、通算で上限 5 年まで
- ・技能水準：試験等で確認（技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除）
- ・日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除）
- ・家族の帯同：基本的に認めない
- ・受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

○特定技能 2 号のポイント

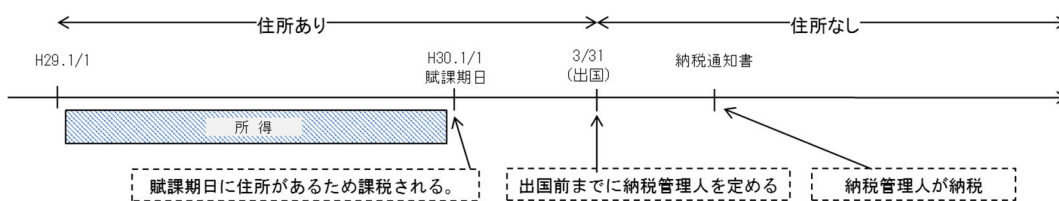
- ・在留期間：3 年、1 年又は 6 か月ごとの更新
- ・技能水準：試験等で確認
- ・日本語能力水準：試験等での確認は不要
- ・家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）
- ・受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

② 昨年度検討会での議論

上記①を踏まえると、今後も外国人労働者は増加していくものと見込まれるが、個人住民税は、賦課期日が1月1日、前年の所得に対して課されるものであるため、賦課期日後に、前年の所得に係る個人住民税を完納せずに出国する者の存在が想定される場所である。

＜前年中に所得を得ていた者が、賦課期日後に出国した場合＞

賦課期日（1月1日）後に出国した場合、国籍に関わらず、賦課期日時点の住所の有無により納税義務は確定するため、出国した場合においてもその納税義務は消滅しない。



地方税法においては、こうした事態に対応するため、納税義務者が国外に居住するなど、納税義務を負う市町村内に住所等を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させる納税管理人を選任する制度（地方税法第300条）について規定しており、納税義務者たる外国人から選任された納税管理人が未納の個人住民税の納付を行うこととなる。

また、地方税法には「残税額の一括徴収」についても規定されている（地方税法第321条の5第2項）。これは、①納税義務者が6月1日から12月31日までの間に退職等の事由によって特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなり、かつ、納税義務者本人から翌月以降の残税額を特別徴収の方法によって一括徴収されたい旨の申出があった場合及び②当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において特別徴収義務者から給与の支払を受けなくなった場合であって、納税義務者に対して翌年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等の合計額が残税額を超えるときは、特別徴収義務者は残税額を一括徴収しなければならないとされているものである。

しかしながら、実際には、納税管理人を選任せず、また残税額の一括徴収もせず出国してしまう外国人労働者が多いとの声がある。こうしたことも踏まえ、昨年度、本検討会では外国人労働者から適正に個人住民税を徴収する方策について議論を行い、今年度においても、外国人労働者を多く抱える市町の担当者にも加わっていただき、引き続き検討を行うこととした。

(2) 外国人労働者が個人住民税を滞納するに至る原因

まず、外国人労働者が個人住民税を滞納するに至る原因について、在留外国人を多く抱える一部の地方団体に聞き取ったところ、次のような意見があった。

① 特別徴収の対象から外れること

地方税法第 321 条の 3 には、「納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ当該年度の初日において給与の支払を受けている者である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。」と規定されており、給与所得者については、特別徴収によって個人住民税を納めることが原則となっている。

一方で、各地方団体においては、各納税義務者の事情を考慮し、普通徴収による納付（年税額を 6、8、10、翌 1 月の計 4 回に分けて納税義務者自身が金融機関等に出向き納付）を認めている場合がある。

外国人労働者が個人住民税を滞納するに至るのは、特別徴収の対象から外れることによる場合があり、普通徴収となる原因については、

- ・ 転職を繰り返し、例えば前年中においては給与の支払を受けていたが、当該年度の初日（4 月 1 日）には既に給与の支払を受けていないため、特別徴収の要件を満たさない
- ・ 給与が少額の仕事を掛け持ちすることにより、各事業者からの特別徴収を免れている

といった場合が多いのではないかとの意見があった。

普通徴収の場合、税を納税義務者自ら納付する必要があることから、納税意識の違いや生活費を最優先することで納付時期に十分な納税資金がない、また、仮に滞納処分となっても文化や言葉の壁もあって進展しないというケースが多いのではないかとの意見があった。

② 転出手続きをせず出国すること

出国する場合は、住民基本台帳法第 24 条により、住所所在市町村にあらかじめ転出届を提出する必要があるが、これを行わず無断で出国する外国人労働者も存在するとの意見があった。こうした場合、出国時点で残税額があっても、市町村は当該納税義務者の出国を事前に把握する術がないため、講じる手立てがなく、その後の徴収は相当に困難になってしまうというケースも多いようである。

(3) 各地方団体の取組

各地方団体も外国人労働者から個人住民税を徴収するために様々な事業を実施している。ここでは、本検討会で、地方団体の担当者から発表いただいた事業内容をいくつか紹介する。

① 特別徴収の推進

上記(2)①のとおり、普通徴収であるが故に滞納が多くなっているという現状を踏まえ、特別徴収未実施の事業所に対してお知らせや電話での協力依頼等を行い、特別徴収の推進に向けた取組を実施している。

② 外国語のチラシや税のしおりの作成

外国人労働者の中には、日本語が分からないため、税の納付方法も分からないという方も一定数存在することから、

- ・ 普通徴収の納税通知書に納税方法を外国語で記載したチラシを同封
- ・ 平易な日本語や外国語で記載された税のしおりを役所の窓口配置等の取組により、まずは個人住民税とはどういったもので、どのように納付するのかについて普及活動を実施している。

③ 在留期間更新の際には納税証明書が必要である旨、外国語で記載した催告書の送付

出入国管理及び難民認定法施行規則別表第三の六では、多くの在留資格において、在留期間更新の際に必要な書類に「年間の収入及び納税額に関する証明書」が含まれており、また法務省入国管理局（現：出入国管理庁）による「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」には、「納税の義務がある場合には、当該納税義務を履行していることが求められ、納税義務を履行していない場合には消極的な要素として評価されます。」との記載がある。

このように、在留期間の更新には、納税義務を果たし、それを公に証明できる書類が必要であるということを外国語で記載した催告書を送付している。

④ 外国語通訳者の確保等

役所に来た外国人の方とは、やはり母国語でやりとりするのが最も早い。ため、通訳者を役所内で確保して対応している場合がある。

そのほか、多言語翻訳機を導入し、税を含む行政手続における、職員と外国人の方とのやりとりを円滑する取組も見られる。

2 課題の解決に向けた検討

(1) 今後の検討

地方団体の担当者の方々の発表も参考に、今後も外国人労働者からの適正な個人住民税の徴収について、以下の内容を中心に検討を進めていく必要があるのではないかと。

① 納税管理人及び一括徴収の更なる推進

1 (2) で記載したとおり、賦課期日後、残税額のあるまま出国した納税義務者については、納税管理人及び一括徴収の制度が用意されている。これらについては、昨年度の検討会でも議論したところであるが、今後も制度の活用をさらに推進できないか、引き続き検討すべきである。

<具体的な方策>

○ 納税管理人について

納税管理人については、個人・法人を問わず、また納税義務者の居住する市町村の地域外の者であっても選任することができることから、当該納税義務者と雇用契約という特別の関係にある事業所を当該納税義務者が入国の段階で、あらかじめ納税管理人として選任しておく方法が考えられるのではないかと。

○ 残税額の一括徴収について

残税額の一括徴収については、「納税義務者に対して翌年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等の合計額が残税額を超えるとき」という要件があり、さらに6月から12月までの間に退職等の事由によって特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなった場合は、「納税義務者本人から翌月以降の残税額を特別徴収の方法によって一括徴収されたい旨の申出」という要件も必要となっている。これを緩和し、納税義務者に対して翌年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等の合計額から残税額の全額ではなく、納付可能な額だけを納めておいて、さらにその残りの税額のみを普通徴収とする、また、6月から12月までの間に退職等した場合でも、本人の申出に関わらず可能な限り残税額を徴収するといったことは考えられないだろうか。現に、納付可能な額だけ納めるといった取組を行っている地方団体もあるところである。

<課題>

○ 雇用契約が満了したにも関わらず、納税管理人として選任されてしまったが故に、従業員であった者の納税義務が消滅するまで当該従業員の所在地を的確に把握しておくことは事業所側にとって過度な負担となるのではないかと。

- 6月から12月までの間に退職等した場合でも、納税義務者本人の意思に関係なく、残税額を一括徴収又は可能額のみ徴収することは、納税義務者から期限の利益を奪うことになるのではないか。
- 外国人労働者に限って上記取扱いを行うことは憲法上許されるのか。

② 納税意識の向上のための普及啓発や納税手段の拡大

在留外国人を多く抱える団体によれば、納税意識の違いから滞納が発生する場合も多いようである。これについては、国及び地方団体の地道な取組により、「地方税を納付しなくてはならない」という意識を持っていただく必要がある。

<具体的な方策>

○ 納税意識向上のための普及啓発について

既に在留外国人を多く抱える団体では実施している取組ではあるが、地方税の外国語対応や平易な日本語や外国語で記載された地方税に関するパンフレットの配置など納税意識の向上に資する取組を拡大していくべきではないか。

また、国としても、先進的な普及啓発事業を実施している地方団体の事業内容を他の地方団体に横展開するなどの取組が必要ではないか。

○ 納付手段のさらなる拡大について

現在も、各地方団体の努力により、口座振替やクレジットカード納付など地方税の納付手段が拡大してきているが、これらをさらに拡大していくとともに、今後普及が見込まれるキャッシュレス決済による地方税の納付について検討するなど、これまで以上に時間や地域に限定されない納付手段を拡大していくべきではないか。

<課題>

- 納付手段の拡大のため、地方団体は、それに取り組むために十分な予算及び人員を確保する必要がある。

③ 納税の実効性の確保について

現在、外国人労働者に限らず、特別徴収されている納税義務者が退職し、残税額がある場合には、通常、残税額の一括徴収、普通徴収又は新たに給与の支払をする者となった者(所得税法における源泉徴収義務者)による特別徴収の継続(納税義務者が退職後に再就職した場合で、特別徴収の継続を申出た場合のみ)により、残税額を納付することになるが、その他の方法によっても納税の実効性を確保することを検討するべきである。

<具体的な方策>

- 繰上徴収（地方税法第13条の2）や予納等によっても納税の実効性を確保することも検討すべきではないか。

【参考：繰上徴収について】

- ・地方税法（抄）

（繰上徴収）

第十三条の二 地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金（中略）でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期限前においても、その繰上徴収をすることができる。

一～四 （略）

五 納税者又は特別徴収義務者が納税管理人を定めなくて当該地方団体の区域内に住所、居所、事務所又は事業所を有しないこととなる時（納税管理人を定めることを要しない場合を除く。）。

六 （略）

2 前項に規定する既に納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金とは、次に掲げるものとする。

一 納付又は納入の告知（第十一条第一項（これを準用する場合を含む。）の規定による告知を含む。）をした地方団体の徴収金

二～五 （略）

【参考：予納について】

- ・地方税法（抄）

（地方税の予納額の還付の特例）

第十七条の三 納税者又は特別徴収義務者は、その申出により次に掲げる地方団体の徴収金として納付し、又は納入した金額があるときは、その還付を請求することができない。

一 納付し、又は納入すべき額が確定しているが、その納期が到来していない地方団体の徴収金

二 最近において納付し、又は納入すべき額の確定が確実であると認められる地方団体の徴収金

2 （略）

<課題>

- 繰上徴収については、「その納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限り」認められるものであるから、市町村が、納税義務者の出国（転出）予定日を把握しておくとともに、繰上徴収を行う旨の告知から実際の徴収までを短期間で実施する必要がある。

- 予納については、「納税者の申出により」実施するものであることから、納税意識の違いなどを解消する必要がある。

④ 外国人労働者の出国（転出）予定日等の的確な把握等について

1（2）①のとおり、転出届を提出せずに出国してしまう外国人労働者も存在する。課税主体である市町村にとって、転出届以外に外国人労働者の出国（転出）予定日及び出国（転出）先を把握する手段がないのが現状である。

こうしたことから、残税額についての督促状の送付や滞納処分等が適正に実施できないという問題がある。

これを解決するため、関係機関間の情報連携をさらに密にするということも検討するべきではないか。

また、「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」には、「納税の義務がある場合には、当該納税義務を履行していることが求められ、納税義務を履行していない場合には消極的な要素として評価されます。」とあるが、本検討会では、「在留資格の変更、在留期間の更新の許可の判断にあたっては、納税義務を履行しているということをこれまでよりも考慮すべき」との意見もあった。

⑤ 現年課税化について

1（1）②にも記載したとおり、個人住民税は、賦課期日が1月1日、前年の所得に対して課されるものであるため、賦課期日後に、前年の所得に係る個人住民税を完納せずに出国する者が存在することになる。

この問題については、本検討会でも毎年度検討している個人住民税の現年課税化が実現すれば解決されうるものと考えられるが、その実現には、地方団体及び企業の負担等様々な課題があり、長期的に検討する必要がある。

こうしたことも踏まえ、外国人等に対する個人住民税の賦課徴収については、現年課税化の検討状況も参考にしながら進める必要がある。

(2) おわりに

本年度の検討会においては、昨年度の検討会での議論を継続しつつ、在留外国人を多く抱える地方団体の担当者にプレゼンテーションをしていただき、現場の貴重な声を聞く機会もあった。

冒頭に述べたとおり、我が国に在留する外国人は増加傾向にあり、国外に出国する外国人等に係る課題への対応の必要性が高まっている。

また、これまでに述べた課題は外国人労働者に限ったものではなく、滞納者全体に共通するものも多い。

引き続き、特別徴収義務者、地方団体、納税義務者の事務負担に配慮しつつ、具体的な対応方策の検討を進めていくことが必要である。

第2 個人住民税の現年課税化

第2 個人住民税の現年課税化

1 個人住民税の現年課税化の意義とこれまでの議論

(1) 個人住民税の現年課税化の意義

個人所得課税において、給与等の課税に関しては、所得税（国税）は、所得の発生した年に課税・納税が行われるいわゆる「現年課税」であるのに対し、個人住民税（地方税）は前年の所得を基準として翌年度に課税する「翌年度課税」となっている。

この個人住民税の翌年度課税の仕組みは、課税団体を明確化しつつ、納税義務者や特別徴収義務者、市町村の事務負担に配慮したものであるが、転職や定年退職等により前年に比べて収入が大きく減少した者にとっては負担感が重くなるなどの課題が指摘されてきたところである。

近年では、働き方の多様化が進んでいる。雇用者においては、全体数が緩やかな増加を続ける中、そのペースを上回って非正規雇用者が増加している。正規雇用者においても、近年、副業・兼業を解禁する動きや、職務、勤務地、労働時間等が限定された、いわゆる多様な正社員制度を導入する動きが見られる。

また、外国人労働者の増加に伴い、賦課期日である1月1日前に帰国する外国人労働者の所得に対して課税できないといった課題も指摘されている。我が国を訪れる外国人は増加の一途をたどっており、我が国で就労する外国人も平成30年10月末時点で146万人と過去最多を記録している。

このような働き方の多様化や外国人労働者の増加を背景として、現行の翌年度課税の仕組みが抱える課題への対応の必要性が高まってきている。

(2) これまでの個人住民税検討会での議論

個人住民税の現年課税化については、「長期税制のあり方についての答申」（昭和43年7月政府税制調査会）において「住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生の時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。」とされている。

近年においても、政府税制調査会が平成17年6月にまとめた「個人所得課税に関する論点整理」の中で、「個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできる

だけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。」とされている。

また、平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」においては、「個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。」(第7条第2号ニ(3))とされ、引き続き検討を行うべき課題として位置付けられている。

こうした要請を受けて、過去の検討会においては、納税義務者、特別徴収義務者、市町村のそれぞれにおける現年課税化に係る様々な課題や、現年課税化に係る課題の解決に資するような企業における電子化やマイナンバーの活用について検討を重ねてきたところである。

今年度の検討会では、昨年度の検討会における議論を踏まえ、特別徴収義務者の事務負担が相対的に少ないと考えられる市町村精算方式について検討を行うとともに、特別徴収義務者の事務負担軽減に資する新たな地方税の電子化の動向について報告を行ったところである。

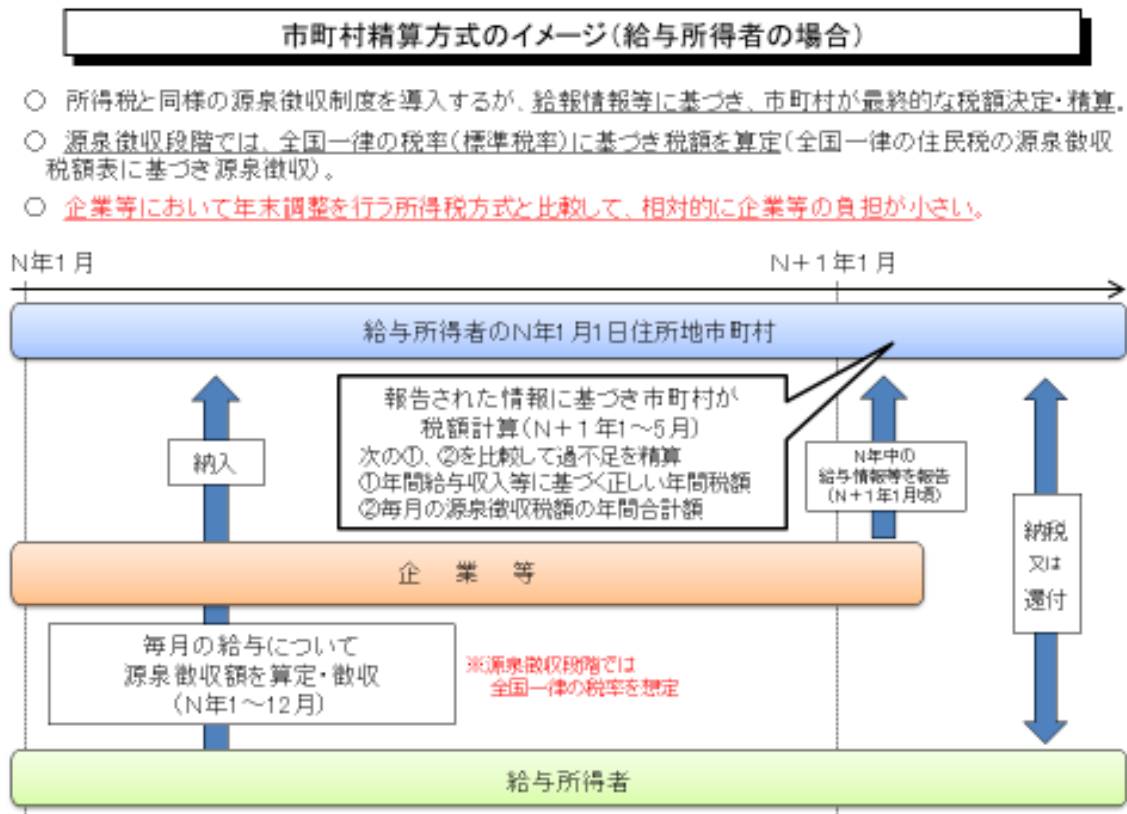
なお、本検討会において、「現年課税」とは「ある所得発生年分の税負担について、時間的間隔を置かず、その年分の所得を基に決定すること」という意味で使用することとする。このほか、地方税においては、「地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、且つ、その徴収すべき税金を納入させること」を「特別徴収」と定義している(地方税法第1条第1項第9号)ところであるが、個人住民税に現年課税を導入し、源泉徴収を行うことについては、現行の特別徴収と区別するため、「源泉徴収」という用語を用いることとする。ただし、源泉徴収を行う義務を負う者は、特別徴収を行う義務を負う者と同一であることから、引き続き「特別徴収義務者」という用語を用いることとする。

2 市町村精算方式について

(1) 市町村精算方式の課題

市町村精算方式では特別徴収義務者において年末調整が行われなため、都道府県や市町村における個人住民税の超過課税や独自減税、個人住民税均等割の軽減、個人住民税における減免等により年税額と源泉住民税額に差が生じることが考えられ、少なくとも約4,300万人（納税義務者全体の約74%）の還付・追徴事務が市町村において発生する可能性がある。

そのため、今回の検討会では、市町村精算方式を採用する場合に、如何にして市町村における還付・追徴事務の負担を軽減するかについて、実務的な課題を含めて検討を行うこととした。



(2) 市町村精算方式の課題解決に向けた対応案

各検討課題に対する対応として、以下の案が議論された。実際には、それぞれの対応案は組み合わせて実施することも想定される。

① 還付・追徴事務の負担を軽減する方策

ア 年税額と源泉住民税額の差が一定金額以内の場合に限り、翌年度の源泉徴収で上乘せ・相殺する。当該上乘せ・相殺に係る情報は翌年度の給与情報等の報告に掲載する。

(課題)

- ・死亡、出国があった場合に翌年度の源泉徴収で精算することができない。
- ・特別徴収義務者による源泉徴収の事務負担が大きい。

イ 源泉徴収する際に、住所地市町村（都道府県）における個人住民税の超過課税及び独自減税を反映した税率を設定する。

(課題)

- ・住所地市町村（都道府県）ごとに税率設定して計算することは複雑であり、特別徴収義務者の負担が大きい。

ウ 現年課税は標準税率による所得割のみとし、均等割は市町村における精算時に加算することにより、追徴を発生させ、還付の発生を抑制する。

(課題)

- ・地方団体独自の税率は均等割のみという前提になり、所得割について地方団体の独自性が活かせない。
- ・納税義務者に対する少額の追徴が多数発生する。

エ 還付の時期を繁忙期（申告～6月まで）後に処理する。

(課題)

- ・還付を遅らせることで還付加算金が加算されることになる。

オ 基本的にすべての納税義務者が確定申告を行うことを前提とした上で、マイナンバーカード等による電子申告を推進する。

(課題)

- ・マイナンバーカードやマイナポータルの普及率を高める必要がある。

カ eLTAX（PCdesk）のシステム強化（改修）等により源泉住民税の計算から納税まで簡易に実施できる仕組みを構築して特別徴収義務者の負担を軽減する。

(課題)

- ・eLTAXの改修について、地方税共同機構における意思決定や財政負担が必要となる。

キ 源泉徴収税額と年税額の差額を極力小さくするため、住宅ローン控除や生命保険料控除を所得税の年末調整項目から外して特別徴収義務者の負担減を図ったうえで年末調整を行う。

(課題)

- ・所得税及び個人住民税の課税実務上の観点から、住宅ローン控除や生命保険料控除を所得税の年末調整項目から外した場合の事務負担の増加等の課題について改めて整理する必要がある。

② 還付を行う際の口座情報の取得

ア マイナンバーを活用し、納税義務者の口座情報を取得する。

(課題)

- ・ 現行の制度では税の還付事務においてマイナンバーを活用することはできない。
- ・ 仮にマイナンバーを活用できた場合、納税義務者の特定の口座に還付することについて、納税義務者の意思をどのように確認するのか。(所得税の場合は、確定申告の際に振込口座を登録することとなっている。)

イ 特別徴収義務者を通して納税義務者へ還付を行う。

(課題)

- ・ 納税義務者へ還付金を支払う事務が発生するため、特別徴収義務者の負担が大きい。
- ・ 特別徴収義務者を経由するため、納税義務者へ確実に還付することの保証ができない。

ウ 還付する場合の振込口座を扶養親族等申告書に記載させる。

(課題)

- ・ 所得税において年末調整のみで確定申告しない者など還付が発生しない者を含めてすべての者に対して振込口座を記載させることは、納税義務者の負担増となる。

エ 個人住民税の振込口座としても活用する等の周知をした上で、確定申告書に記載される振込口座を活用する。

(課題)

- ・ 納税義務者本人の同意をどのように確認するか。

オ 過去の振込口座を納税義務者ごとに管理し、還付通知書に振込口座を明記した上で、振込口座の変更の申出がない場合には、記載の口座に振り込む。

(課題)

- ・ 還付通知書に記載された振込口座の情報を第三者に知られることなく通知する工夫が必要となる。

③ 税額計算の結果、非課税や減免となる者に対して源泉徴収してから還付することについての整理

ア 給与月額が非課税限度額相当額(非課税限度額×1/12)を下回る場合は源泉徴収しないこととする。(所得税においては、扶養親族数を用いて簡易に所得税を計算した月額表を用いている。)

(課題)

- ・毎月の給与が大きく変動する場合は捕捉することが可能か。

イ 源泉徴収開始前において、個人住民税独自の人的非課税や減免に該当することが判明した場合は源泉徴収しないこととする。

(課題)

- ・源泉徴収開始前において特別徴収義務者が人的非課税や減免に関する情報を把握することは容易ではなく、特別徴収義務者の負担が大きい。

なお、上記③イについて、結果的に非課税となる者については、複数給与を有している場合など、税額計算後に追徴税額が高額となる場合には、新たな滞納発生の可能性も考えられることや、特別徴収義務者の負担を考えると一律の源泉税率を採用すべきであることを踏まえると、結果的に非課税となる者に対して還付が発生することはやむを得ないとの意見があった。

また、結果的に減免となる者については、現年課税化によることで、むしろ前年度から大幅に所得が減少した場合による減免等の件数がなくなることが想定されるといった意見があった。

(3) まとめ

市町村精算方式については、所得税方式と異なり、特別徴収義務者における年末調整事務を行わない仕組みであることから、特別徴収義務者の事務負担は一定程度軽減される一方、市町村における還付・追徴事務の負担が大きくなる。

そのため、市町村精算方式を採用するためには、市町村におけるそうした負担を軽減する方法を併せて検討する必要があり、本検討会における課題や対応案についての議論を踏まえ、さらに検討を進めていく必要がある。

また、本検討会では、上記(2)で掲げた課題についての意見のほか、納税義務者が個人住民税の申告を行うインセンティブとして、還付を前提とした源泉徴収の仕組みとしてはどうかといった意見や、事業所得者が給与所得者に転職した場合など、前年の所得に係る普通徴収と現年の源泉徴収の2カ年分の負担が生じることもあるため、現年課税化によって個人住民税の徴収率が下がる可能性を懸念する意見があった。

さらに、将来的には、市町村における課税実務のさらなる簡素化の観点から、所得税と個人住民税の控除を統一化すべきであり、統一化が実現すれば特別徴収義務者における源泉徴収や年末調整の事務負担が軽減されるのではないかという意見があった。

(4) その他の現年課税化等に関する意見

本検討会では、現年課税化に関連して、委員の中から次のような意見があった。

① 特別徴収義務者の負担軽減についての意見

- ・一般的に入社時期は4月1日であり、3ヶ月前(1月1日時点)の住所地や住民登録地ではない市町村で課税されている者の納税地の特定を特別徴収義務者が行うことは負担が大きいことから、扶養親族等申告書に1月1日時点の住所地を併記してはどうか。

② 確定申告や住民税申告等についての意見

- ・昨今、フリーランス等の多様な働き方が一般化している中では、雇用主と被雇用者の関係も様々であり、配偶者控除や配偶者特別控除等を適用するための家族の所得把握が難しくなるなど企業等における年末調整事務も困難になってきており、年末調整のみで完結し、確定申告が不要となる納税義務者は減少傾向にある。こうした傾向は今後も強まることから、確定申告の利便性向上についても検討してはどうか。
- ・現在の個人住民税の徴収方法は納税義務者が直接地方団体、税務署と関わるのが無く簡素であると言えるが、一方で個人住民税への関心は低い実情がある。確定申告や還付を受けるための住民税申告を通じて、納税義務者が直接、課税当局とつながることにより、住民サービスを踏まえた納税者意識の高まりも期待できるのではないか。
- ・納税をきっかけとして、自治に対する意識醸成や負担分任の理念を感じてもらえるよう、すべての納税義務者が必ず申告を行う仕組みとしてはどうか。
- ・依然として年末調整のみで年税額の確定する従業員も多く、このような者にとっては、企業等において年末調整を行うことにより、不慣れな確定申告に直面せずにすんでいる。また、すべての国民が原則として申告することとなれば、多数の納税義務者の申告の手間や対応する税務部門の体制の増強といった社会的なコストが相当程度増加することについても考える必要があるのではないか。

③ 賦課期日についての意見

- ・現年課税化を実施した場合の個人住民税の賦課期日については、当該年の1月1日とする考え方のほかにも、現行制度にとらわれずに柔軟に検討してはどうか。

3 地方税の電子化について

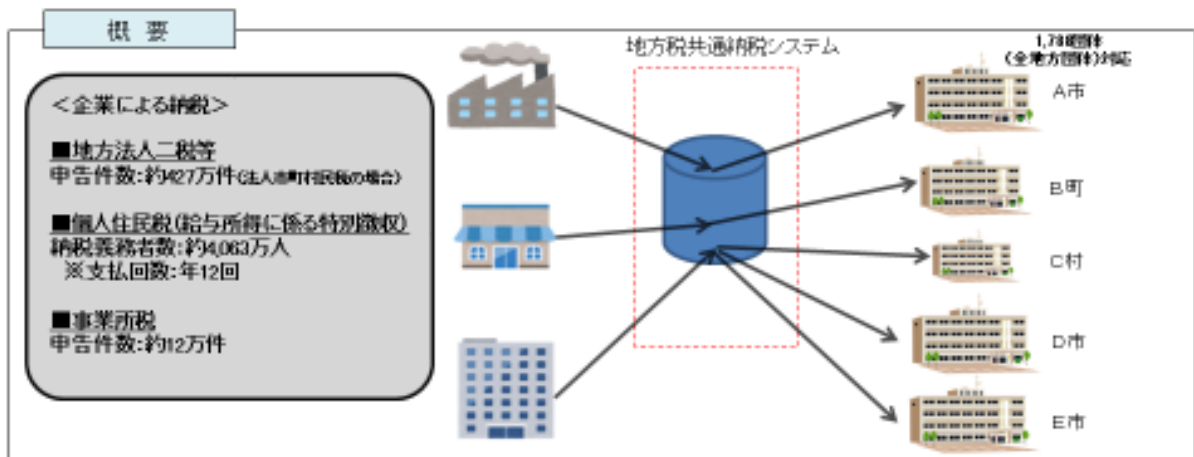
個人住民税の現年課税化の場合、所得税に加え、各従業員の毎月の給与額に応じた個人住民税を計算して源泉徴収を行い、当該年の1月1日時点の各従業員の住所地市町村に納付する事務が生じる。

この点については、令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、複数の地方団体への多数の納付についても、その合計金額を eLTAX 共通口座に1回送金するのみで納付が可能になる。

この「地方税共通納税システム」によって、各特別徴収義務者における住所地市町村への納付の事務負担は大きく軽減されると考えられる。

地方税共通納税システムの導入

- 法人は、その事業活動が複数の地方団体にまたがること、またその従業員が複数の地方団体から通勤するケースがあることから、地方税においては、紙ベースではなく電子的に申告等を行うニーズが、もともと高い。
 - eLTAXによる電子申告は、平成16年度の運用開始後、平成25年には全団体が利用することとなった。令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、電子納税が可能となることから、法人の事務負担は大きく軽減される見込み。
- ※ 当面の対象税目：法人事業税・住民税、個人住民税(給与所得・退職所得に係る特別徴収)、事業所税



4 今後の展望

働き方の多様化や外国人労働者の増加が今後も進展していく中で、個人住民税の現年課税化に向けた検討の重要性はさらに高まっていくと考えられる。

これまでも本検討会においては、特別徴収義務者や市町村に新たに発生する事務について、様々な観点から課題を整理してきたところであるが、具体的な事務負担の軽減策等について、今後も、引き続き議論を深めていくことが必要である。

今年度の検討会では、市町村精算方式を採用する場合の課題や対応案について検討する中で、市町村における還付や追徴事務の負担を軽減する一つの対応案としてマイナンバーカードによる e-Tax の推進が提案された。マイナンバーカードの普及については、茨城県五霞町の積極的な普及促進の取組が紹介されたが、政府としても、マイナンバーカードを活用した消費活性化策の実施や健康保険証としての利用により令和5年3月までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを目指すこととなっており、こうした動向を改めて注視していく必要がある。

現年課税化の実現に向けては、今後とも、マイナンバー制度の利活用や企業におけるIT化の更なる進展等を踏まえた課題解決に向けた方策を検討しつつ、納税義務者、特別徴収義務者及び地方団体の理解を得られる案とすることができるかという観点を踏まえ、引き続き検討していくことが求められる。